5共サービスのゆくえ 政府予算と地方財政計

はじめに

が、以下、「骨太2018」、概算要求、 定されている消費増税への対応等が焦点となる 再生計画」もそこに盛り込まれた。二〇一九年度 八年六月一五日に閣議決定され 子高齢化の克服による持続的な成長経路 税制改正などを概観しつつ、二〇一九年度の地方 初の予算編成となる。二〇一九年一〇月一日に予 は、この - 経済財政運営と改革の基本方針2018~少 (以下、 (計画を確認しておきたい 「新経済・財政再生計画」のもとでの最 「骨太2018」という) は、二〇一 「新経済・財政 政府予算、 の実現

干の言及を加えていく。
できた地方公共サービスの供給体制についても若られてきた「歳出改革」などにより厳しさを増しこれまでの「経済・財政再生計画」のもとで進めていまでの「経済・財政再生計画」のもとで進め

1 二〇一九年度政府予算など

1) 二〇一八年度第二次補正予算

はないかという批判も可能なものである。

計上することにより必要な議論を避けているので

むべきものを比較的注目度の低い

補正予算として

八年一二月二一日に閣議決定、二○一九年一月二八年一二月二一日に閣議決定、二○一九年一月二八年一二月二一日に閣議決定の同日には、税制改正の大綱が閣議決定され、地方財政計画の前提となる地方財政議決定され、地方財政計画の前提となる地方財政計の概要等も公表されている。なお、二○一九年度地方財政計画は、二○一九年二月八日に閣議決定されている。

「一五か月予算」については、景気対策などのスケジュールで二○一八年度第二次補正予算案が成立している。この二○一八年度第二次補正予算は、いわゆる「一五か月予算」として二○一九年間議決定・国会提出され、二○一九年三月七日に限済との連続性を有する内容を含んでいる。

其 田 茂 樹

収が上振れすることから、その税収を予算に計上し、 減災、 円の追加歳出を見込むもので、 五六億円)となっている。また、当初予算よりも税 災害復旧等に二一三六億円、③その他の経費に四六 の課題への対応に一兆四三〇四億円(④の内訳は) 業者に対する支援に二〇六八億円、 強化策等に三二五六億円、 P協定の早期発効に対応するための農林水産業の やかに着手するもの)に一兆七二三億円、②TP 方では、 |国民生活の安全・安心の確保に七五一二億円、 二〇一八年度第二次補正予算は、三兆三五一億 国土強靱化(「三か年研究対策」のうち速 国債費等の減額なども実施している。 ③中小企業・小規模事 内訳は、 ④その他喫緊 ①防災 (2)

内に対応すべき点を補正予算として盛り込んだと

二月三〇日に発効したことから、二〇一八年度

日に国内手続きを完了し、TPP11協定が同

日本を含む六か国が二〇一八年一〇月三

本来の役割から逸脱し、

通常の予算として盛り込

面で有効であるとの評価がある一方で、

補正予算

② は、

対 重 は 0 1) 支 うことであ 応す であ 導入のために 点 **安全** 亚 缓 成 五六一 、き内 確保 Ξ (4) (2) 対 年 容 ŋ 七月 だと思 の災害 前倒 策等によるものであっ 億 円 3 豪 して支援を実 雨 ゎ 復 が は 含ま 间 れ も補 0) る 軽 対 減 れ 第 応と、 税率 正 施 円 予 算 次 するとい 滑 対 た。 学校 Ó を な 応 補 編 軽 レ ジ 成 0) 正 減 緊急 予 0 税 算 導

から による あろ ŧ 強 る 判され 四 **(4)** 環 れ これらの せ (1)境 る ざるを得 \bigcirc 故 に含まれ 対 年 善等 るべ 自 いと思わ 億 応 円であ 度 ように、 衛 が き理由 途 隊 必要となること $\widehat{=}$ る保育 な 中 0 八 れるものばかりではないこと る 運 で多くの 0 六七 用 であり、 補 所等の 態勢の ع 正 此 億 予算として編成され 闩 一較すると、 隊 たとえば、 整 舎 確 は は 保、 備 が あ 典 壞 n れて 計 型 隊 得 その 上され 的 :舎整備によ る なも 補 ④(1)に含 が 思 正 0 13 子 Ŏ る る が 同 を 0 算 で

> 際 際

それ は、 こととなるが、 らも含め 0 費税率の 補 正予算 た税制改 引上 の中 げ Ċ 걆 九年 であると思わ ŧ 0 内容 度 部 税 前 につ 財 倒 して 政 13 れ 0 て確認する。 る。 最 実 大 施 次に、 z 0 ħ 話 題 る

(2)0 九 年 ·度税 制 改 芷 大綱と 税 収

関 関

れ

引上 改 住 正 課 げ 0) 務 跡税に 大綱 関 省ウ に する 際 5 エ 0 (J 税 概 シサ て 制 需 要 要 イトにある Ŀ. 地 変 0 冒頭 支援 動 方 0 0 をみる 安定的 策 平 進 を講ずるとともに、 亚 化等 بخ 成 な財 Ó 消 源 観 を確 費 点 年 (税率 度 か 税 保 制

ず、

特別

法

人事業税と同

譲

与

税

0)

創

設に 元

つ

玉

Ŧ

お

义

表

0

ح

お

ŋ

復

後

0)

法 7

人

事 観

子業税

0)

部

を

国

が 1

特別

法

事

業税として徴

数

が つ 費 実施 税率 は 大 幅 され 引き上 な見 住 宅 ることなどが 口 直 1 げ しを行う」 にともなう対 ン控除の わ とあること 拡 充と か 応を 車 重 体 課 視 か į 税 6 0) 見 ず 直 体

16

的 消 0

る必 行う」、 さら するため れ 課 的 方 続 実施され 称 変が に、 税 今度こそ二〇 まで延期 税 な び特別 制 租 0) 体 7 度の :系の あると思わ 森林環境税 税 創設」(以下 都 「デフ るかも含めて、 П 研 市 がくり 見直 避 法 構 究 により 築の 人事業譲与税 開 地 脱 一九年 L 発 れる 方 返され 観点から 税 却と経済 仮 仮 0 等 効果的に 制 持 が行 称 称 0) ,続 見直 てきた消 は 可 月 わ 及び森林環境 再 れ 省 特別法 仮 能 生を 対 5 れることと L 略す な発 日 0 応するため 称) 費 確 対 が に Ź 人事業税 応を注 こその (税率に 展 実なも 0 行 ほ 創 0 わ こなる。 引上 た 譲 か、 れ め 視 0 0 る 0 国 を ملح 玉 0

仮

称 地

住 法 お 地 る 連 わ れ ける新たな偏在是正措置 民税の が ŋ る 人事業税と同譲与税や、 方税と密接 (例 あ 、その (もちろん、 えば、 る税 非課税措置など) 減収 制 な関 子ども 改 額は 正 住宅 係が 並はこれ 全 の貧困 額国 ある 口 6 1 費 車体課 Ū ع 0 補 /控除 分外にも して は 水 てん 応するため は住民 税 創 地 されるなど、 設され あ であると思 方 ると思 法 1税にも 八課 0 る特 個 わ 税

わ

别 に が

て、

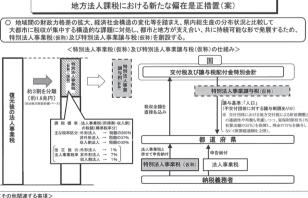
収 忟 て 配るとい Ų する譲与制減あり) それ うものである を П 基 準 Ċ 地 (ただ 方 自 治 体に 不交付団 譲与 税 体に ع L

た国 税率引 15 税 元 復 うも することからこの 税 元 0) 上げ L 0) 後 て徴収 地 地方法人特 0) 0 ような偏 方法 にともなって、 で あ につ 人特 た いても 在 そ 莂 莂 譲 是 れを地 税 ような表現 税 正 Ą 措 それ 基 を 言 置 一及して 進 方自 法 廃 まで は 止 人 対 事 が 治 おく L 業 用 法 課 体 人事 税さ 7 に 税 13 بإ 譲 6 0) 与 業 東 従 れ れ 業者 京 す 部 税 消 7 7

復

る

(図表1)



- 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講じる。 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。 新たな偏在是正措置により生じる財源は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その
- 全額を地方のために活用する。 (出所 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議資料12より引用)

では、 している。 「都民 の税金が奪われる」 などと反発を

措置を行う。 要変動を平準化すべく税率を一 観点から見直しつつ、 これに併せて、 に導入するに際し、 来決めていた環境性能割の税率等について、 入時に課税するという制度設計となっている。 もない、 提になるのは、 次に、 自動 車体課税につ 車 自動 消費税率の一 取得税が廃止されることである。 地方税財源を確保するという 『車税に環境性能割を設けて購 一方で、 いても簡 ○%への引上げにと %軽減するなどの 消費増税直後の需 単に 確 認する。

年一〇月一日以降の新車登録から図表2のように 図表3のとおりとなっている。 恒久的に減税する(軽自動車税の税率は変更なし) さらに、 現行の自動車税は、 保有課税としての 自家用乗用車の場合 自 :動車税を二〇一九

求める税制の水準ではなく、 とあるが なる曲折が予想される る地方法人課税でも見受けられたことなので、 のをなし崩しにするのは、 て懸案事項とされてきた車体課税の見直しについ 抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱にお 二〇一九年度の与党改正大綱によれば、 今般の措置をもって最終的な結論とする。 Ì (総務省 参照)、 「平成31年度地方税制改正 この水準は、 今回の税制改正におけ 結論を出していたも 自動車産業等が 税 (案) 更

上げる

(『月刊自治研』二〇一

九

年二

月

号

Ď 拙

も併せて参照頂

きたい)。

森林環境税と同譲与税等については、 別途取

(図表2) 2019年10月1日以降の新車登録後の自動車税率引下げ幅

| | (軽目動単は祝率変更なし) | | | | | | | | |
|------|---------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------|--|--|--|--|
| 税率区分 | ~1,000cc以下 | 1,000cc 超 1,500cc以下 | 1,500cc 超 2,000cc以下 | 2,000cc 超 2,500cc以下 | 2,500cc 超~ | | | | |
| 引下げ幅 | ▲4, 500円 | ▲4,000円 | ▲3, 500円 | ▲1,500円 | ▲1,000円 | | | | |

(出所 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議資料12より作成)

(図主つ) 珥尔白新古科家

| (12) | | 13/17-17/ 1 | | | |
|------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|
| 排気量 | ~1,000cc以下 | 1,000cc 超 1,500cc以下 | 1,500cc 超 2,000cc以下 | 2,000cc 超 2,500cc以下 | 2, 500cc 超 3, 000cc以下 |
| 税額 | 29, 500円 | 34, 500円 | 39, 500円 | 45, 000円 | 51,000円 |
| 排気量 | 3,000cc 超 3,500cc以下 | 3,500cc 超 4,000cc以下 | 4,000cc 超 4,500cc以下 | 4,500cc 超 5,000cc以下 | 6,000cc 超 |
| 税額 | 58, 000円 | 66, 500円 | 76, 500円 | 88, 000円 | 111,000円 |

(出所 東京都ウェブサイトより作成)

(図表4) 2019年度租税及び印紙収入概算

(畄位·億円)

| 甲 | | | | | | |
|---------|---------------|--------------|---------------|--------|----------|--|
| 税目 | 2019年度 概算額 | 補正後 →19年度 | 2018年度 補正後 | 当初→補正後 | 2018年度当初 | |
| 源泉所得税 | 166,100 | 4,300 | 161,800 | 4,550 | 157,250 | |
| 申告所得税 | 33,240 | 290 | 32,950 | 0 | 32,950 | |
| (所得税計) | 199,340 | 4,590 | 194,750 | 4,550 | 190,200 | |
| 法人税 | 128,580 | 5,620 | 122,960 | 1,290 | 121,670 | |
| 相続税 | 22,320 | △ 80 | 22,400 | 0 | 22,400 | |
| 消費税 | 193,920 | 15,690 | 178,230 | 2,650 | 175,580 | |
| 酒 税 | 12,710 | △ 400 | 13,110 | 0 | 13,110 | |
| たばこ税 | 8,890 | 150 | 8,740 | 0 | 8,740 | |
| 揮発油税 | 23,030 | △ 270 | 23,300 | 0 | 23,300 | |
| 石油ガス税 | 70 | △ 10 | 80 | 0 | 80 | |
| 航空機燃料税 | 520 | 0 | 520 | 0 | 520 | |
| 石油石炭税 | 7,070 | △ 20 | 7,090 | 0 | 7,090 | |
| 電源開発促進税 | 3,300 | 70 | 3,230 | 0 | 3,230 | |
| 自動車重量税 | 3,760 | △ 190 | 3,950 | 0 | 3,950 | |
| 国際観光旅客税 | 500 | 60 | 60 | 0 | 60 | |
| 関 税 | 10,340 | 120 | 10,220 | 0 | 10,220 | |
| とん税 | 110 | 10 | 100 | 0 | 100 | |
| 印紙収入 | 10,490 | △ 50 | 10,540 | 0 | 10,540 | |
| 一般会計分計 | 624,950 | 25,670 | 599,280 | 8,490 | 590,790 | |

(注)計数整理の結果、異同を生ずることがある。 (出所)財務省ウェブサイトより作成。

「骨太2018」 と概算要求基準

ようになる

算における租税及び印紙収入の概算は、

図表4の 九年度予

『新経済・

財政再生計画』

の枠組みの

引

き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取

これらの税制改正を踏まえて、

済財

で示され Ę

について」によれば、

「平成三一年度予算は、

31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針

二〇一八年七月一〇日に閣議了解された「平成 (3)

第三章がそれに相当するものとされている。 この 組 「新経済 (一部省略) ・財政再生計画」は とある

第三

「骨太2018

され 動 しれな 5 4 童 「新経済 $\overline{\bigcirc}$ 0 は 7 主 平 1, 九 出 一要分野ごと 進 1 るため 改革等 化 年 財 経 政 \bigcirc 3 済 再 Ċ 月 財 生 新 実 向 0 計 政 際 け 計 H 経 画 は た取 画 済 0 体 消費 0 故 ع 0) 組 基 財 革 13 第 0 本 政 税 0 う 3 加 方 再 率 進 Œ 針 節 速 生. 引 捗 う 以 計 عَ が げと 降 拡 重 画 評 大で 正 0 要 0 価 課 需 確 部 策 分 構 要 か 題 定 2 を 変 ŧ 成

> لح ٢

で

が 財 正に 0 毎 隨 7 育 目 掲 実 车 改 機 政 け 負 太20 見も重 げら 現 革 お | 〇一九年 Ŧi. 度 5 再 動 込 担 は 学 1) 年 を 生 的 3 に 0 ても れてい な対 向 度 算編成を結び付け 軸とする 計 軽 ①消費税: 要な要素であり、 1 ゖ 画には 0) 減 反 8 た今後 動 度 国 応 ② 軽 る。 年 が 減 部 Ŧ, に 算と 地 -度年 挙 率引上 にその 0 お 基 平 げ 減 方 0) 1 Ĝ け 税率制 合 取 盤 基 準化策 0 度 本的 る れてい 対 関 わ 組 強 げ 需要 花 せ る 分 応 す 係 ⑤財 (3) た P ため っでに 期 な考え 度 $\hat{\sigma}$ を で 変 財 (4) る。 間 0 使 反 は 政 及映さ 政 動 触 В 円 0 途 健 また、 変更に 健 方、 0) 黒字化など) 仕 0) 要 滑 れ 全 設定 こせてい 全 設実 平 三要変 組 変動に た 花目 ②社 花 進 み 新 による 目 施 化 税 動 経 標 ④ 計 [標と 一会保 対 制 0 る。 0 $\stackrel{\cdot \cdot \cdot}{=}$ 済 (3) 教 項 改 平

> 体 玉 1 ま

保 計

お

8 表を \bigcirc 経 Ē 策 を 財 経 公表され 定 政 済 する 新 諮 間 財 経 旨 政 済 会 てい 再 議 が 示さ 財 生 る ょ 政 計 ħ 再 画 てい 生. て 0 計 4 、る。こ 画 $\overline{\bigcirc}$ |改革 は 新 れについ 八年 たな改 程 表20 革 7 月 Ť 程

> 改革 などとさ で をは を活 変 す 般 開 がここで示され 画 0 8 あることや、 新 これ 年三 ても、 ź 0 財 0) 等 0 わらず、 基 の 経 水準 イン じ 般 用した業務 中 源 施 本 五 済 月 ع 歳出 まで ħ 0 0 8 策 間 的 しあり、 地方 を下 総 地 てい 重 センテ 評 にな考 0) 頁 財 額 方 この取組と基調を合わせつつ、 0) 一要性は、 価 九 延長 (Z 経 政 たこと 取組 っえ方 0 П に 0 \mathbb{H} は 骨太201 済 再 安定的な財 ている イノ 5 0 イ に に公表され 線 におい 再 生. $\overline{\bigcirc}$ 1, ・ブ改革』 般 な を Ŀ は 地 これまで以上に高まっ 生 ベーシ 計 財 61 7 からもわ 加 にあ 方の なく よう 速・ 画 九 て、 源 2 経 総 年 る。 歳 8 Ĺ B 額 度 実 政 拡大して 3 た 済 出 『見える 『公的 そ 7 督 運営に必要と ン、 は 0 1 かるように、 な 水準につ に 財 財 0 的 8 経 維 地 お、 先 持され 先 政 政 I. 方財 年 # 済 に 駆 同 度 1) 進 化 ĺ 再 再 程 地 骨 ζ け 生 水準 建 表 政 事 团 13 交付 Ź る 計 を 計 太2 例 な 方 ス 政 7 き 見 を 財 なる 術 産 3 7 0 画 画 は 通 政 横 3

く。

展

新

化

行財 正 0 骨 政 に 13 太2018] もつ ても触 0 年 に 課 九 0 ながっ 題 月 13 れ てさら 号 られ、 を 0) 7 拙 が照されたい ū 稿 1, お その 詳 る 1) 骨 (] 7 後 太20 は 0) 0) は ほ 外 出 か 自 玉 1 (国管 8 治 骨 材 総 と地 研 太 理 0 20 法 活 方 0 用

> 7 経

れ

れぞれ に お 0)

|倍を要求額としている

図表5 0) 減

係 13

る 7

削

減

額 裁 節

的

裁量 前

経

費 る 削 が 割

振替 額

額 義

1

に

進 度

枠

要望 八

額 度

0 は

囲

とされ

7 額

1,

た

九 務

年

要望基礎

0)

が

優

先

課

E 費

は

量

経費

係

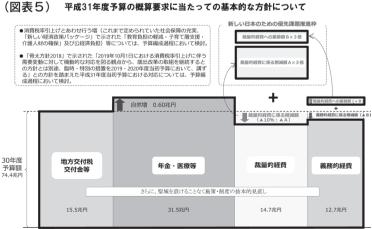
的 年 推

ため 算 要求 0 優 先課題 お 13 7 は 推 進 例年 枠 が 0) よう 設 け Ś É ħ 新 7 13 る 13 \mathbb{H}

本

0

平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について



※1 地方交付税交付金等については「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求、義務的経費については、参議院議員通常選挙に必要な経費の増等については加減算。 は3月18月3日 「新経済・財政再生計画」で示された「真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって考慮 する」との方針を踏まえた対応等については、予算編成過程において検討。 (出所 財務省ウエブサイトより引用)

$\overline{\circ}$ 九 年 度 政府予算の 概

ここまできて、 (4)ようやく政 府予算の中 身に入

IE. 6 圭 予 調 7 るならば $\overline{\circ}$ 7 根 か 給 か 算 0 杳 元受け は か ょ 深 Ċ は 案 追 付 く な あるよう を 額 つ 新 加 題 61 その たに ĥ そもそも 7 不 7 、今年 つ 修 給 で 年 導 ٢ ħ 透 た事 本 あ 正 0 付 末 Ü 调 から 来 る か 後 編 7 等 Ś 前 度 にな れ 明 0 態 Œ 成 Ź 0 発 に 单 も思 n た追 デ 5 報 で 3 事 た 覚 0) も少 道 あ れ め か 態 ほう 0 した 触 てき 心に立 に などに Ś ゎ ع 間 タ 加 る れ なく なる 題 なけ が 給 L れ ベ L が望 ち 復 た 付 る ŧ え 毎 なっ ょ 額 に 追 は 至 ょ 自 n 元 ま $\widehat{}$ でき りこ 筝 0 加 つ 勤 ば L \bar{h} 7 部 $\overline{\bigcirc}$ た。 度 が 13 給 て 労 な 13 を 0) 閣 統 給 Œ. か 付 6 た方 計 13 付 確 そもそも 間 が 本 議 雇 な 6 であ 年 来 で 題 実 年 決 用 l) 金 が 0 等 あ 度 度 定 が 施 保 0 0 生 さら ī 報 に z 補 修 が る る 1. 不 明 道 修 た IE. か 正 正

は す になっ 别 審 0 るほう 0) 議 13 た段 なると、 議 7 0 論 が 階 精 0 が 合 問 査 心 で 琿 要 題 な 年 的 シャ 徹 を 度 理 崽 切 内 底 由 り離 į 九 わ は を有 統 れ 年 る すこと 度 そ 計 す が 学 ñ \mathcal{O} Ź 算 から 復 可 から 0 客 元 補 ع 適 性 観 切 的 必 正 が か 要 予 あ ルどう な給 算 明 る 5 を 字, 編 か 付 か

ただきた お 月 刊 $\overline{\bigcirc}$ 自 治 九 研 年 度 子 $\overline{\bigcirc}$ 算 B 九 地 年 方 財 月 政 号 計 ŧ 画 参 に 照 0 13

措 に 置 は な から 1. 講 特 じ 徴 Ē が れ 九 あ 年 ること る 度 政 す ぞ 府 な あ 学 わ る 算 5 実 は 臨 は 時 近 0 年 特 こと 0 例 予

> 実 率 等 経 無 転 た 財 0 図 7 0 時 施 0 を 償 換 項 務 2 る 引 済 61 61 活 1, É \bigcirc Ŀ 年 踏 に 観 化 省 た 7 特 緊急 をみ まえ 用 て 0) 向 資 年 点 げ は 例 言れ あ 影 社 度 料 け か 骨 0) ŋ 対 た 響 会 る 当 伴 5 $\overline{\circ}$ 措 骨 太 策 0 保 消 ٤ あ 初 う 2 置 (3) 防 太 平 障 費 る 予 臨 需 0 2 0 災 準 税 1 12 0) 算 時 要 1 ()年 基 増 予 莎 は 化 充 全 13 (3) 8 税分 1 減 実、 世 算 度 づ に お 特 動 重 8 2 ま き 災 向 代 0 13 例 要 ②消 0) 型 Ō 7 け を ポ 7 対 0) イ ポ に 講ず L 0 婜 国 活 0 イ 措 施 臨 ンフ 費 イ お 急 社 十. 用 置 7 策 対対 強 ŀ 1) 年 税 時 機 会 る を を ラ 間 策 靭 莂 た 保 動 1 7 総動 0 特 化 F. 幼 障 ح 的 に ŧ 0 制 ぁ 例 集 緊 げ 児 挙 0 な 1 員 急 教 げ 消 中 た に 度 対 及 0 る 9 措 項 8 点 ょ 育 費 z 的 応

0 0 れ

る

臨

2 な 税 れ に

金 る 特 0 \bigcirc 図 確 債 増 次 度 保 0 例 表 認 ま ず、 す 億 決 険 で 0 収 八 4 に 핅 算 機 措 Ź. あ を 年 に ょ によれ る。 义 È. を 剰 構 置 見 度 0 ここで 要 余 込 0) 表 0 Ź 経 残 金 利 そ 補 ば、 6 は ん れ る七 費 益 L で IF. で ぞ 増 |後と比 留 别 剰 て、 61 れ 凡 Ŧi. 収 臨 0 余 る。 意 調 内 す 時 七 分 金 達 九 九 訳 億 八 0) を す 較 ベ す 闩 超 を 億 んなわ 年 ŧ 特 る にえた 핅 兆 度 確 \bigcirc 7 は 例 こと ち、 認 は 0 0 措 億 八 兆 消 措 ح 0 円 Ē ょ 公 置 費 置 Б. な 規 いおく。 債 ŋ 億 税 0) 模 な 金 亚 円 九 収 0 7 で 兆 成 は 0 臨 \bigcirc は、 内 あ 61 建 図 7 億 容 時 る 九 預 四 設 を

> 衛 振 消 7 7 $\overline{\circ}$ 関 13 関 齟 指 費 は 等 た 係 費 増 l すこと 八 b 費 が を 税 臨 て 年 増 0) は ŧ 背 が 時 であ 度 増 額 か 景 どな 6 は 加 社 特 に、 る L 会 別 保 社 前 伸 7 つ ま 0) 7 措 年 び率 13 会保 障 た - 度と 年 る 0 13 置 度 る 障 充 を は費 全 ただ 実 同 予 ほ 関 除 世 か 係 0) 額 算 63 目 代型 が に 費 た た 見 お 公 め ŧ ょ 文教 積 #. 社. に 0) つ 13 会保 ŧ 7 れ 事 実 で 業 施 6 異 b 6 及 あ 介なる 増 費 び 障 3 れ 0) る 科 7 加 経 ħ 防 費

消費税率引上げへの対応 《臨時・特別の措置》(国費 2兆280億円) 中小小売業等に関する消費者へのポイント還元 (2.79x億円) 2019年10月からオリンピック・バラリンピック 57前2020年6月までの**9か月間**に限定し、**中小小売業等**において**消 資者がキャッシュレス決済を**行う場合、5**96(または28)**のポイント週元により支援 低所得者・子育で世帯向けプレミアム付商品券 (1,723億円) 低**所得者(**生活を譲受給者除く)及び**0~2歳児の子育で世帯**に対し、**2019年10月から半年間**使用できるプレミア ム付商品券を発行・販売(**1人5千円**の財政支援) ン滅税の効果が限定的な所得層を対象とする「**すまい給付金**」について、2019年10月以降、**対象所得層** を拡大するとともに、給付額を最大30万円から50万円に引上げ 一定の省工本性、耐震性、パリアフリー性能を満たす住宅や家事・介護負担の軽減に資する住宅の新築やリフォームに対し、一定期間に限ってポイント付与(新築で基本的に30万円分のポイント付与) 防災・減災、国土強靱化 (1#3,475億円) 重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」について、2018

に 目 0 検

(栄)この他、税制上の措置として、①軽減税率制度の実施(減収見込額:▲1.1兆円程度(注:中年度実施したたばご税や所得税の見慮しなどによる附額確保の55円程度)、②耐久消費財(自動車・住宅)の購入者に対する支援(減収見込額:▲0.3兆円程度)がある。(金額はいずれも国地方合わせたペース)

(出所 財務省ウエブサイトより引用)

(※1) 2018年度2次補正とあわせて**国費2.4兆円** (※2) 2020年度までの3年間の**事業規模は概ね7兆円程度**

(図表6)

住宅の購入者等に対する支援

【次世代住宅ポイント制度】(1.3

年度からの3年間で集中的に実施

てい たもの 1. 交付金等は、一 18 を 財 お (税に終 務 確 省 が て、 は 認 に による わ 思 $\overline{\bigcirc}$ っ Ē $\overline{\bigcirc}$ え たとも 1) 各 九年 ば た 歳 八 亚 八 だ 出 一度は、 年 成 たきた 年 1) 分 度 .える。 团 野 政 0 1) プラス三・〇%とな イ は 月 0 特 ナ 佐 徴 Ź 消 か 藤 0 Ų 費 \exists 滋 0 税 0 東 63 % 0 東 北 7 学 始 京 で 13 は

に税

あ

る

が

財

政

再

建 歳

が 出

おろそか

にな

つ 発

7

ると

0

批

 $\overline{\bigcirc}$

九

年

度

0)

坳

方

財

政

は

余

裕

が

見

込め

Ź

0)

だ

ま 新

ŋ 聞 大 义

般

松会計

税収

総

額

及

び

公

債

行 13 額

0

推

移

で

計 生. 3 ま びず、 存 以 つ は 保障をな 7 しまっ 兆 奇 総 をまとめ 抜な経 闬 額 を 1) 空 0 た 破 た が 済 兆 لح す L 対 $\overline{\bigcirc}$ ろ 四 0) 策 ることと に コ Ŧi. に į メン 七 九 頼 ŋ 年 億円 成 な 度 1 -を寄 長依 財 政 た。 ح 府 政 せ 再 予 存 义 n 算 7 0 建 表 9 は 0) 13 深 0) ため ľ る。 Z

(図表7)

た予

備

が

大

へきく

增

加

7

61

る

ほ

か

坳

方

交

税

制

対

す

る

人

々

か

5

0

信

認

を

分

得

る

あ 付

主要経費別内訳(臨時·特別の措置を除く)

| 工女社 耳が 門が(職時・特別の措置を除く) (単位:億円) | | | | | | | | |
|--------------------------------|----------------|----------|----------------|---------------|------------------------------------------------------------|--|--|--|
| | 30年度予算 (当初) | 31年度予算 | 増減額 | 増減率 | 備考 | | | |
| 一般歳出 | 588, 958 | 599, 359 | +10, 401 | +1.8% | | | | |
| 社会保障関係費 | 329, 882 | 339, 914 | +10, 031 | +3.0% | | | | |
| 文教及び科学振興費 | 53, 512 | 53, 824 | +311 | +0.6% | | | | |
| うち科学技術振興費 | 13, 175 | 13, 378 | +204 | +1.5% | | | | |
| 恩給関係費 | 2, 504 | 2, 097 | ▲407 | ▲16.2% | | | | |
| 防衛関係費 | 51, 911 | 52, 066 | +155 | +0.3% | 中期防対象経費: +1.196 政府専用機: ▲251億円、岩国への空母艦載機移駐(米軍再編): ▲194億円 | | | |
| 公共事業関係費 | 59, 789 | 60, 596 | +807 | +1.3% | | | | |
| 経済協力費 | 5, 089 | 5, 021 | ▲68 | ▲ 1.3% | | | | |
| (参考)ODA | 5, 538 | 5, 566 | +27 | +0.5% | 一般会計全体のODA予算は4年連続の増 | | | |
| 中小企業対策費 | 1, 771 | 1, 740 | ▲31 | ▲1.8% | 景気回復を反映した信用保証制度関連予算の減:▲45億円 等 | | | |
| エネルギー対策費 9,186 | | 9, 104 | ▲82 | ▲0.9% | 予定されていた出資案件が進捗しなかったこと(▲44億円)等による減 | | | |
| 食料安定供給関係費 9. | | 9, 816 | ▲108 | ▲ 1.1% | 執行実績等を反映した水田活用交付金の減:▲89億円 | | | |
| その他の事項経費 61.8 | | 60, 181 | ▲ 1,707 | ▲2.8% | | | | |
| 予備費 | 3, 500 | 5, 000 | +1, 500 | +42. 9% | | | | |
| 国債費 | 233, 020 | 235, 082 | +2, 062 | +0.9% | 公債残高の累増等に伴う債務償還費の増等 | | | |
| 地方交付税交付金等 | 155, 150 | 159, 850 | +4, 701 | +3.0% | 国税収の伸び等を反映。地方税・地方交付税等の地方の一般財源総額について 30年度と実質的に同水準を確保 | | | |
| 合計 | 977, 128 | 994, 291 | +17, 163 | +1.8% | | | | |

(注1) 30年度予算は、31年度予算との比較対照のため、銀券えをしてある。 (注2) 計数は、それぞれ限務を入したっているので、解散において合計とは一致しないものがある。 (注3) 一般似世は、一般会計後は指揮から期間情多びゆき女骨根の付金等を除いたもの。

(出所 財務省ウエブサイトより引用)

(図表8)

平成31年度予算における各歳出分野の特徴

【社会保障】※幼児教育の無償化、社会保障の充実を除く

- **社会保障関係費の実質的な伸び**について、「高齢化による増加分におさめる」という「新経済・財政再生計画」の方針
- (2. 長成(〒4.7 (1957)。 **・実勢価格の動向を反映した寮価改定(▲**503億円)や**ごれまでに決定した制度改革(介護納付金の総報酬割**の導入等: ▲807億円)を着実に実施。また、足元の物価状況等を勘案し、**+0.1%**の年金改定(+101億円)。

「教育·科学技術】

(3 各国立大学への運営費交付金について、その大部分を前年同額で固定して配分してきた仕組みから、1,000億円分を評価(55700億円は質の高い論文など成果に係る共通指標で相対評価)に基づき配分する仕組みに見直し。
 (3 科研費について、研究力向上に向けて、将来の学術研究を担う若手へ配分を大幅にシフトしつつ、充実(2,372億円(+86億円))。

○ 公共事業関係費については**安定的な確保**(6兆596億円)を行い、その中で、①地方公共団体に対して計画的・集中的な 支援を行うための**個別補助化や老朽化対策**、②成長力を高める**生産性向上のためのインフラ整備**への重点化を推進。

- 水産資源管理の強化のための**資源調査の充実**や**高性能漁船の導入**等により**水産業の成長産業化**を推進(2018年度補正予 が注意を言せる。 厚とあわせ3,045億円)。 「2019年の輸出1兆円」目標の確実な達成に向け、輸出プロモーションの強化、輸出環境整備の推進等により、国産農

【エネルギー・環境】

○ 再工不等の研究開発・実証等の重点化を図り、水素社会の実現に向けた水素ステーションの整備(100億円)等を推進。○ 世界的な海洋プラスチックごみ汚染の問題等を踏まえたプラスチック国内リサイクル体制の整備(70億円)等を推進。

- 中期防対象経費は、新たな「中期防衛力整備計画」を踏まえ+1.1%の伸びを確保し、宇宙・サイバー・電磁波といった 新領域を含め、領域横断作戦を実現できる体制の構築を推進。
- 戦略的外交を更に推進するため、外交実施体制を強化。**ODA**は、**一般会計、事業量とも増額**(+27億円,+412億円)。

○ 良好な治安確保やテロの未然防止等のための**資機材の整備**など、警備体制を充実強化(372億円(+213億円))。 ○ 2015年度第 2 次補正予算(313億円)とあわせ、**実間対応の大型巡視船**を中心に、引き続き「海上保安体制強化に関す る方針」に基づく体列域化序を推進(2.153億円)。

○ 訪日外国人旅行者数2020年4000万人、旅行消費額8兆円等の目標達成に向け、**国際観光旅客税の増分**(+440億円)を 活用し、顔**認証ゲートを用いた出入国手続きの高度化**や地域資源を活用した観光コンテンツの拡充等を実現。

○ 地方の自主的かつ先駆的な取組を支援する**地方創生推進交付金**(1,000億円)や、先端科学や観光・農業といった地方 大学等の新たなチャレンジを後押しする**地方大学・地域産業創生交付金**(22.5億円)により、地方創生を引き続き推進。

○ 復興のステージに応じ、生業の再生等きめ細かな支援とともに、**復興拠点整備等を通じた福島の復興**に引き続き注力。

【外国人材受入】

○ 地方自治体における一元的相談窓口設置の支援や、日本語教育の充実など、外国人材の受入れ・共生のための環境整備を推進。

[地方財政]

○過去最高の地方税収等の結果、折半対象財源不足の解消(2008年度以来)、臨時財政対策債の発行の大幅な稽域(▲0.7 兆円)等を実現。地方の一般財源総額を適切に確保。幼児教育無償化に係る初年度の経費全額を国が負担(2,349億円)。

(出所 財務省ウエブサイトより引用)

は は で を含 紃 を Ŧ 意 ŧ 識 0) L ح 除 か \$ 歳 Ō 出 を 総 併 額 記 に L 臨 7 1) 時 特 0

ると 幅 拉 政 象 確 な に 次 保さ · う 縮 財 地 減等 源 13 方財 地 れ 不 7 を 足 確 方 7 政 実 0) 認 財 現 ると 解 す 政 余 る L 消 計 裕 そ ٤ 0) 画 を生 指 臨 を お ŋ 3 摘 時 が 0 財 る Š 地 が 3 政 ように 6 方 対 八 年 义 策 れ 0) ·度以 表 債 る。 ŧ 船 0) 8 3 財 発 来 える 行 Ó 地 れ 源 措 を 総 0) 折 方 置 大 半 関

般

会

8 は

北海道自治研究 2019年2月(No.601)

ろうか

(兆円) 120 100 80 船会計鐵出 一部会計形成 60 40 の機能能はTVL。 成の時は、一般を計量出ついては、直接が関い特別の機能に係る計能を含んだもの。直接が関い特別の機能に係る計能を解い 後行係ごいては、規模は関い特別の機能が合金が上版(同は国的・特別の機能に係る建設の優別付属) 財務省ウエブサイトより引用)

る必要がある。

れる財源としても考えられるということに留意す

あらかじめ地方財政対策の原資とみなさ が譲与税配付金特別会計に直入されるこ

その

税収

するかについ

て決定されるものである。

ただし、地方法人税は

み上 分

地方交付税、

国庫支出金、

建設地方債等を積

日に公表され

てい

. る

方財政対策とは、

見込まれる地方税、

法定

一げてもなお不足する財源をどのように手当て

て財務大臣と総務大臣の折衝によっ

とから、

(出所

2 通 $\overline{\bigcirc}$ 収支分を対象として 九 年度地方 財 政 計 画 0 概 要

(1)般財源総額等 地方財政対策と地方財政計 画 (規模と

0)

留意事項等につい

<u>`</u>

には、

現

在

平成31年

地

度

0

地

方財政 時点におい

計画の

策定を急いでいるところであ

地 方財 ·成31年度地方財政対策 |政対策のポイント は、 0 |概要| 二〇一八年一二月 平成 **以31年度**

ŋ

現

ては細部にわたり確定を見るに

地方公共団体の予算編成

至

つ

ておりませんが

課長内かん」 て全国 財政 通 政 議 根拠に閣議決定され、 とともに、 額に関する書類を作成し、 詳 中 2例であり、一 その後、 の見通し・予算編成状の留 が開催され、 細も含めた形で、 平 略) つては 計 -成31年 都道府県財政課長 画である。 翌年度の 各省から支出される国庫支出金などの 「地方公共団体の予算編成に係る財政 一般に公表しなければならない。」を 度の と呼ばれていた) $\vec{\circ}$ 総務省から 地方団 地 地 九年 方財 方財政計画策定の過程にお 地方交付税法第七条 国会に提出されるのが地 一政の見 体 月 これを国会に提出 の歳入歳出総額 市 「平成31年度の地 五 |意事項等につい 虰 通し・ が提示されるの `村担当課長合同会 日 に開催された。 予算編成上 「内閣 の見込 方財 7 は 方

> が 制 5

別 財 業の 1 を受けて、 加紙の 、くこととなるものと思われる。 政 の見通し・予算編成 状況に鑑 通り 地方自治体の予算編成 お知らせいたします。」 み、 さしあたり現段階における地 上の留意事 作業も加速 項等につ とある。 7

方財政対策のポイント」 た概算要求時点との比較が姿を消しており、 言及しており、 三・三兆円と大幅に抑制することができたことに 政対策債につい できたこと、地方交付税については、 会見におい ○・六兆円上回る六二・七兆円を確保することが)確保と質の改善」を謳うに至る ?あったことに言及したのとは対照的である。 『度等審議会や経済財政諮問会議等におい 。厳しかったことや自治体の基金につい 一兆円上回る一六・二兆円を確保しつつ、 地 石田真敏総務大臣は、 方財政対策関係の資料をみても、 ż 前年の野田大臣が概算要求時 ては、 般 財 前年度から○ 源総額につい で冒頭に 地方財 政 対 「健全な」 7策関係 て、 前年度を○ 七兆円減 般財源 近年みら 前年度を 臨時財 て議 0 総額 記者 形 財 点 地 れ 論 政 か 0)

いては、 五九 般財 比+二 同 方一 地方財政対策における地方財政 + 深総額につい 一三億円 般歳出については七三 |兆三六〇〇億円程 一兆五一○○億円程度、三・五%程度)、 八九兆二五〇〇億円程度 + 一・〇%)、うち、 ては六二 度 一兆七〇七二億円 |兆七七〇〇億円程 + 水準超経費 計 画 七% $\overline{\bigcirc}$ 0 規模に 程 一八年度 度)、 同 示 0

しているといえそうなものである。

ている。 てバランスさせている) 額 一億円 ご団体における基準財政収入額 の超過分を地方財政計画上の 同 四〇一三億円、 を除くと、 +〇・七%) となっ 0 基準財 六〇兆六七七 経費に計上し 政 需要

円単位の数字となるとともに、 ときには 地方財政対策が地方財政計画として明らかになる 費除きは 財政計画の規模は、 金額の乖離が比較的大きかった。 九年度は、 は 六 億 円、 八年度比十二兆六九五七億円、 般歳出は七四兆一一五九億円 閣議決定され 国 .庫支出金の項目が加わるなどする。二○一 +四・○%)、一般財源総額、 地方財政対策と同じ数字となっている。 こうして金額から 地方財政対策と地方財政計 た地方財政計画の数値では、 八九兆五九三〇 「程度」 +<u>=</u>. -<u>%</u>) 地方の歳入項目で (同十二兆八四九)億円 が消え、 同水準超経 画との間 === 地方 地方 億 0

ているのである。おり、また、前年度に比べてその伸びは大きくなつ般財源等については前年度を上回るものとなって般財源等については前年度を上回るものとなって

てこのことを考えると、 加しており、この増加は、 〇一八年度比+一七二 同 一方交付税についても、一六兆 地方税及び地方譲与税も四二兆八七五六億 .治体における普通交付税の算定方法に即し +八七〇八億円、 二四億円、 税収 +二・一%) と増加した。 七年ぶりのものとなる。 (基準財 + 一八〇九億円(二 政収入額 % と増

> が増 がたいこととなる。 先が決まってしまう財 般財源の歳出 加するということは、 のところ一般財源ではあるものの、 いうことが想像できる。 加したにもかかわらず、 (基準財政需要額) 税収よりもさらに大きく一 源であれば手放しで歓迎し 問題はその内容で、結 地方交付税の が伸びていると おおむね行き 額 も増

ば、 対象財源不足が解消されたことである。そうなれ る。 円 減少率の少ない印象があるが、 度比▲一兆七六八一億円、 のは、二〇一八年度には三三一一億円あった折半 く減少し、臨時財政対策債も財源不足額に比して して上のような金額が発行されることとなった。 れまでに発行した臨時財政対策債の元利償還分と 財源不足額は、 (同七二九七億円、 財源不足額について二〇一九年度に特徴的 臨時財政対策債は不要となるところだが、こ 四兆四 ▲一八・三%)となってい ▲二八・六%)と大き $\overline{\bigcirc}$ 億円 三兆二五六八億 (二)〇一八年

とによってその増加を抑制し、 考えられるが、まずは、 対策債の償還については、 解消したところでこれを廃止し、 分についても全額を臨時財政対策債によるのでは によらず国の責任で償還すべきところであるとも 調達してきたことからすれば、 方自治体が臨時財政対策債を発行してその資金を そもそも国が財源保障すべきものについて、 新たな臨時財政対策債による借入をなくすこ 折半対象財源不足を解 新たな臨時財政対策債 すでに発行した部 新規の発行需要が 既存の臨時財政 地 消

うのが国側の発想のようである。

れる。 その他の国税収入等は、 ものの交付税原資額としては増加が見込まれるが、 率も上がり、 適用されることも十分にあり得ると考えられ ればならなくなった場合には、 の上振れ分がなくなり、 収などで構成されるものである。 方が交付税として受け取ることができたはずの税 繰越金」 金額の大きかったものとして「平成30年度 確保にあたって活用されている財源のうち比較的 らずあると思われる。というのは、 のであろうか。そこには、 皮切りにそのような方向性へと進むことができる では、 消費税率の引き上げによって、 決算時に国税収入が上振れた場合に、 二〇一九年度の折半対象財 四二一五億円が計上されているが、これ また、 消費税分の法定率は低下する 景気の動向等にも左右さ 地方交付税を確保しなけ 不透明な部分が少な 再び折半ルールが 地方消費税の税 したがって、こ 地方交付税 源 不足 本来地 及からの 消

げるの 人課 て地方自 からそれを切り取って譲与税や地方交付税を通 収の偏在是正についても、 ない状況にあると考えた方がよいだろう。 ような結果が二○二○年度にも出るとはい したがって、二〇一九年度地方財 税 が本来の姿であると思われる。 の課題であるならば、 治体に配り直すということではなく、 国が税収の多い 法人税の法定率を上 政対策と同 国は、 地 いきれ 自 方税 治

(図表10)

消費税・地方消費税の税率等

| ○ 消質税・地方消質税の税率等 | | | | | | | | |
|---------------------|-----------------|------------|--------------------------|---------|----------------------------------------------|------------|--|--|
| | | ~平成26年 | 平成26年 | 平成 | 31年 | 平成32年4月1日~ | | |
| | | 3月31日 | 4月1日~ | ~9月 | 10月~ | | | |
| 消费 | 費税+地方消費税 | 5% | 8% | | 10% (軽減税率時 8%) | | | |
| | 消費税 | 4% | 6.3% | | 7.8% (軽減税率時 6.24%) | | | |
| | 117V A | 1.18% | 1.40% | | 1.52% | | | |
| | うち交付税分 | (法定率29.5%) | (法定率22.3%) | 1.47% (| (法定率20.8%) | | | |
| | 地方消費税 | 1% | 1.7% <うち0.7%分は社会保障財源> | | 2.2% (軽減税率時1.76%) <う51.2%分は社会保障財源> | | | |
| | 地方分合計 | 2.18% | 3.10% | | 3.72% | | | |

(注)地方消費税は消費税額を課税標準とするため、実際の税率は、1%時:100分の25、1.7%時:63分の17、2.2%時:78分の22である

(出所 内閣府ウエブサイトより引用)

明 状 は であ 況 市 財 場にお 務 総務両 け る地 方債 大臣の判断等によるため不透 0) 信認やそのときの 経 済

税の法定率をまとめたものを示しておく。 参考までに図表10で、 消費 税、 地方消費税、

金等 地 方税収、 地方譲与税、 地方特例交付

れてい 利変

る。

これは、

過年度から予定されていた金

将来的な活用について

準備金の活用として一

000

)億円 0

活用

3

(2)

額を使い切るものである。

る

この

ほ

地

方公共団体金融機構

公庫

債 権 をつくるようなことも避ける必要があると思わ

分断

『の構図に地方自治体を陥れようとは考えて

(を含む大都市

部

VS その

他

0 地 方自

治体

とい

. う

ないだろうが

地

方自

治体自らがそのような分断

地方歳入について検討してみる 次に、地方税を中心に、 財 源不足 0) 対応以 外

成 31 財政対策が通常収支分のみであるのに対し、 年度地方税及び地方譲与税収入見込額 費税率が引き上げられることにともなう税制改正 億円と若干のずれを生じているが、これは、 なっている。 をみると、 影響を受けていることがよく分かる 二〇一八年一二月二一日に公表された 年度地方税及び地方譲与税収入見込額 では東日本大震災分も合算していることに また、これをみると、二〇一九年度は、 地方税収の伸びは、 地方財政対策/計画では+七三三九 +七三五六億円と (未定稿)」 「平成31 (未定 地方 坖 消

改正による増減」 で、二〇一八年度税収と比較すると「皆増」となっ 割 新設され、 一型的には、 その 自動車税、 としてそれぞれ減額されたうえ 収入見込に対して 軽自動車税に環境性能 「地方税制

> めである。 九年度より譲与される 者には金額の記載がな は 0 一四年度から)のに対して、 月一 譲 譲与されるのが二○二○年度からとなるた 与額が二○○億円と計上され 日以降に開始する事業年度に対して課税 6, (森林環境税の課税は二〇 これ 後者は、 は 前者が二〇 7 二〇一九 いる

交

5 る。 付金が二三四九億円措置されてい れたことによる地方の増収がわずかであることか 化にともなう地方負担分を消費税率が引き上げら また、二〇一九年度においては、 てんする措置が加わっ したことによる自動車税、 に目を移すと、 [四七億円、 地 これは、 国が全額負担する子ども・子育て支援臨時給 方財政対策の資料に戻って地 +二九・〇%) 新たに、 一九九一億円(二〇一八年度比 たこと等による増額である。 環境性能割を臨時的に減税 軽自動車 の歳入を見込んで 方特 幼児教育の無償 -税の減 例交付 以収を補

関する地方負担は とおり二〇一九年度は全額国費で対 具体的な国と地方の財源負担割合、二〇一九年度 げられた際、その増収分の使い道を見直すことに 〇二〇年度 より必要な財源を確保することとしているもので、 所 述のとおり、 要額につい 児教育の無償化に関しては、 (二年目 ては、 また、 地 図 表 11 以降の 方財 この 政 のとおりである。 計 幼児教育 表からも読み取 画 あ 消費税率が 歳出 応するが、二 の無償 に全額 引上 化 れ

と特別法人事業譲与税が新設されてい 地方譲 与税においては、 森林環境 . る。 譲 医与税 前

上し、

般財源総額を増額確保しつつ、

23

個

別団

(図表11)

額 0

を基準財政

需要額に算入するとともに、

地

方消

地

方交付税の算定にあたっても、

地 方負

担

0

全.

税

の増収

分のの

全額

を基準財

政収:

入額に算入する

ことになってい

ような補助事業に対

応

しての

般

財

源

0

増

<幼児教育の無償化に係る国と地方の財源負担割合及び平成31年度所要額>

| (注)四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。 | | | | | | | (単位:億円) | | | |
|-------------------------------|------------------------------|-----|-------------|------|-------|-------|---------|------|-------|----|
| 法律上の 位置付け (予定) | 区分 | | 財源負担割合 平成31 | | | | 1年度所要額 | | | |
| | | | 围 | 都道府県 | 市町村 | | 国 | 都道府県 | 市町村 |]* |
| 施設型給付 (地域型保育 給付含む) | <新制度> 保育所·幼稚園等 | 私立 | 1/2 | 1/4 | 1/4 | 2,059 | 1,030 | 515 | 515 | |
| | | 公立 | - | - | 10/10 | 818 | 0 | 0 | 818 | |
| 子育て支援 | <旧制度> 私立幼稚園等 | | 1/2 | 1/4 | 1/4 | 696 | 348 | 174 | 174 | |
| では、 ・施設等 ・利用給付 ・(仮称) | 認可外保育施設 | | 1/2 | 1/4 | 1/4 | 153 | 77 | 38 | 38 | |
| | 預かり保育、一時預え リー・サポート・センター、彩 | 1/2 | 1/4 | 1/4 | 155 | 78 | 39 | 39 | | |
| | 合計 | | | | | | 1,532 | 766 | 1,584 | |

[※] 平成31年度の幼児教育の無償化に係る地方負担分(上表太線枠囲み部分:2,349億円)については、臨時 交付金を創設し、全額国費で対応。

質

節

0

意味につい

ż

地

方一

般歳出に占める

ŋ

防

近施設

が加わることとなっ

た。

財

源

総額の比をとった場合や地

方財政

計

画

0

次に、

まち・

ひと・しごと創生事業費に

. つ

13

7

兆円が確保されてい

る。

も前年度と同額の一

般行政経費の

単独分として計上されるも

筆 6

者

Ü

『自治

総研』

二〇一八年九月号で

「実

命化

!事業の対象として都市

公園施設

いや林道

地

す

る。

金額

に変更はない

が、

九年度は、 が確保され

口 に 0 取 は

らない

よう実質的に同水準を確保する」とある。

て、

二〇一八年度地方財政計

画

の水準を下 源の

して前

!年度と同額の四八○○億

円

7

安定的な財政運営に必要となる一

般財

総額

正管 項 たも

理

0)

推進については、

投資的 まず、 でら地

経

費

分と

組と基調を合わせつつ、

寸

体 国

をはじめ

地 出

方

会目として存在

してい ぞれ

た。

公共

等 独

0 歳

滴 #

「地方の歳出水準につ

i 交付

、ては、

0

般歳

0

は

それ

以前

か

方

財

政 **六施設** の単

計

画

0

(出所 総務省ウエブサイトより引用)

総研』

ば

むしろ例年になく大きな減少となっ

二〇一八年九月号における筆者の計算と

七〇・〇%となっている。

自

計

画

間を終えると思われる。

そこで、

、今後

0)

地

玉

動

方創

生 期

をどのようにするかにつ

自治体におい

ても検 て、

討 の

が

必 向

要となるといえよう。 を注視するとともに、 模に占める比率は、

ている。 対比すれ

て、

^{洗模に占める一般財源総額の比をとった場合にお}

二〇一五年度から二〇一八年度にかけて減

方財

政計

画における、

ご続けていることを指摘した。

二〇一九年度地

である。 は、

なお、

九年度は、

このまち・

ひと

の地方一

出

める比率は八四

六%、 般財源

地方財 総額

政計

画 般歳 日の規

多くの自治体において地方版創生総合戦略もその しごと創生事業費が創設されて五年度目にあたり、

保されているのかも知れない。 とであ が 0) 0 取 想定を誤っている可能性がある。 増えるときを指 ということは、 般 『組と基調を合わせつつ」「確保する」というこ 脳歳出の いれば、 規模が増え、 地方の一 筆 すという意味 手者は、 般財源 そもそも が増えるときは、 Ċ 国 実質的に」 「実質的 0 般歳 E

(3)ځ 公共施設等の適正管理の推進とまち・ しごと創生事業費、 重点課題対応分 7

> いて、 れ 0) 減少等特別対策事業費 生事業費は、 普通交付税の算定上、 成 ほど大きな影響はないと思われる なお、 の算定にあたって留意すべきと考えてい 果 点課題対応分は、 「取組の必要度」 に応じた算定 若干地方財 「地域の元気創造事業費 政 この 計 へと徐々にシフトする。 に応じた算定から とに大別され、 般行政経費 画 まち・ 0 範 疇 ひと・ から外 の単 が 独 後 ح 個 れ しごと創 者に 分とし 莂 る 取 自 が 7 0 組 治

地方も求められる負担 確 玉 出

ここからは 話題を歳出に移そう。 ここに挙げ

て

 $\overline{\bigcirc}$

一六年度に創設されたもの

で、

治

体情

報

、ステム構造改革推進事業費

高齢

者

0) 自

生活支援

総額保障に関する文言を確認してみよう。

そこに 般 いえないことが

分

必ずしも地方の自由度が拡大するものとは

あらためて

「骨太2018」 かると思われる。

に戻っ

T

財

等の 度は二〇〇億円増加し、 譲与税を財源として実施する森林整備等の経費と して計上されているものである。 二五○○億円の規模であったが、二○一九年 -吸収源対策の推進に充てられてきた。 地 域 の暮らしを支えるしくみづくりの その増加分は、 森林環境 創設以 推 進

与される 林率による補正あり)、 け る。 施する森林整備 人口で三○%という基準で各自治体にそれぞれ 稿に譲るとして、 詳しくは、 さらにそれを私有林人工林面積で五〇% この譲与税は、 『月刊自治研』二〇一九年二月号 「等」とあるところに着目してい 森林環境譲与税を財源として実 全体を都道府県と市町村で分 林業従業者数で二〇%、 Ď (森 拙 譲

ても、 ないが、 なる一方で、 ないにもかかわらず) 課税されるから)。 森林環境税は、 譲与されるにもかかわらず、 も譲与額が多い市町村は札幌市であるという)。 まう可能性もある かわらず(すなわち、 (理由は、 そうなると、大都市部などは、 しかも、 から見直すべきところであり、 譲与額で実施できる森林整備が限られてし できれば 二〇二三年度までは復興特別住民税 森林環境譲与税は、二〇一九年度から 森林に覆われたような自治体におい (試算によれば、 森林整備の重 森林環境譲 一四年から課税されるという かなりの財源を得ることと 森林整備の財政需要がほぼ その財源となるべき 与税の仕組みその 要性は否定でき 森林の多寡にか 北海道内で最 それが難しけ

> れば、 う手段を採らず、この事業に充当する財源は、 ないもの否定できないが 道府県版において十分にその見直しが機能してい 持っていないという問題点もある の森林環境税と違い、見直しの規定もこの制度は れるべきではないだろうか。 の既存の財源から せめて、 森林環境税を新たに課税するとい (国税の増税を含めて) しかも、 (もちろん、都 都道府県版 調達 玉 3

(4)年緊急対策の推進 防災・減災、 国土強靱化のための三か

ても、

措置率は、

元利償還金に対する交付税措置が一〇〇%であ

それ自身が地方自治体の債務として残り続

を創設するというものである 方単独事業のために るというものと、当該緊急対策事業と連携する地 もに、その地方負担について地方財政措置を講じ 補助事業について、 これは、 当該三か年緊急対策に基づく国 地方財政計画に計上するとと 「緊急自然災害防 止事業費 置 轄

算は、 ば、 二〇一八年度補正予算を対象とする。 定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実 て五〇%の交付税措置を行うというものである。 化緊急対策事業債、 大を防止することを目的として、 つくるため、 充当率一○○%の地方債 後者は、 前者は、二〇一九年度、二〇二〇 補助事業における地方の負担分を対象として 補正予算債 対象事業を「安心して暮らせる地域 災害の発生を予防し、 を発行し、 ただし、 (防災・減災・国土強靱 二〇一八年度補正予 元利償還金に対し 地方自治体 年度に加えて、 又は災害の拡 端的にいえ が策

堤防、 Щ 施される地方単独事業」 債で充当でき、 ており、幅広いインフラに活用できる財源である 排水機場、 前者同様一〇〇%を緊急自然災害防止対策事業 砂防、 排水機場等)、農業水利施設 地すべり、 前者よりも高い七〇%となっている。 水路等)、 また、 港湾・漁港防災、等とな 急傾斜地崩 元利償還金に対する交付税 とされ、 壞 対 (ため池 念施設 河川 ば 、揚水・

にこの措置に活用すべきかについては、 ため必要な事業は実施すべきであるのだが、 経験済みであることを考えると、 けることは、)事情に応じた検討が必要なものと思われる。 さらに、 「緊急自然災害防止対策事業計 臨時財政対策債等で多くの自治体が 防災・減災等の 各自 画 安易 に基

われる。 ントロール 方で負うという仕組みとなっている可能性を考慮 施を半ば地方に義務付けつつ、 財政措置の前提に計画を立てさせ、 づき実施される」という文言も要注意であろう。 計 一画の立案や事業の実施に対して地方自らコ できるようにしておく必要があると思 最終的な責任も地 その事業の実

順位 る。 化対策についても人員や財源の確保が必要とな き点であるが、 この それぞれの自治体の実情に合っ 「が極めて重要になるであろう 点は、 計 緊急対策終了後の維持管理や老朽 画立案段階で十 分に検討され た規模や優先 るべ

治

⑤ 水道・下水道事業の広域化等の推進

政対策の概要」に沿って内容を確認しておく。の財政措置が地方財政計画上、どの歳出項目に含策の項目としてあげられていると思われるが、そ策の項目としてあけられていると思われるが、そ

業費に係る地 域連携 対象 た点も注目 コンセッション方式に注目が集まっているが、広 た 経費について普通交付税措置を行う」こととなっ れを単独事業にも拡大したものと思われる。また、 債に対しては交付税措置がなされているので、 れまでも 税措置なし)を充当」するというものである。こ 税措置率六〇%)、二分の一に水道事業債 設の整備について、 に対する地方財政措置を実施する。 地 「都道府県の広域化に関する計画策定等に要する 「複数市町村における広域化に伴い必要となる施 (昨年 方負担額の一 同利用 」とする事業が対象とる。 水 の主体として都道府県 一二月に成立した水道法改正においては でや事 水道事業については、 事業費の平 道 玉 管路耐震化事業 である)。 方負担 .庫補助事業に際しての一般会計出資 務の広域的処理等の地方単独事業も 一分の一 経営統合だけでなく、 均 額 さらに、 の四 に一般会計出資債 に上積みして実施する事 分の (「通常事業分 の責務を明確に定 財政措置としては 着実な更新投資 広域化に係る事 に 具体的には 般会計 施設 (過去 (交付 (交付 出 そ め 0 業 0)

> 道事業債 計出資債 積み事業費に係る地方負担額の二分の一に一 標等が一 延長し、 債 債 (交付 (交付税措置なし) このうち、 定の水準以上の団体」については、 1税措置 (交付税措置なし)を充当」 (交付税措置率五○%)、二分の 率五 ○ %), 経営条件の厳しさを示 を充当)) 四 分 の三に の期限を五 する。 水道 に水 般会 す指 年 事 上 間 業

適化 れる。 まれるなかにあっては、 ということであろうか。 に、 合併等を通じて一つの自治体が広域になったの 内の広域化・共同化 ことだと思われるが 還時の交付税措置が大きな財源を用意するという れることとなる。 いては一六~四四% 六%を普通交付税措置 区域内人口 負担額の一 末処理場、 おける広域化・共同化に伴い必要となる施設 共同化に係る事業に対する地方財政措置が実施さ なお 次に、 汚水処理も広域化しないと効率が上がらない の検討が必要なのではないかと思われる。 対象事業は、 水道事業と同様に下水道事業においても、 下水道事業については、 ○○%に下水道事業債を充当し、 接続管渠等) 密度に応じ、 要するに、 「複数市町村及び市町村内に 」と読み取れ戸惑う。 (事業費補正分))」が措置さ 対象を読み返すと (通常の建設改良事業にお 合併浄化槽も含めた「最 の整備」 むしろ、 元利償還金の二八~五 通常の事業よりも償 まず、 人口減少が見込 とされ、 広域 市 市 「地方 処理 計时村 町村 (終 化

> て、 策の ととなる。 ż 策 清置 激変緩和措置を講ずる」との記載 Ó 事業統合に伴 概要にはつけ加えられて 額が統合前の合算額を下回る場合につ この ほ か、 正 高料 一水道・ 金 対 下水道 策・ も地 高資本費 事 業にお 方財

その他の歳出項目等

(6)

を取り上げてきたこととなる。般行政経費、公債費、維持管理費、投資的経費等級上は、地方財政計画の歳出項目でいうと、一

員の減、 としている。 これ 〇〇〇人)、 数については、 員増加を見越していることによるようである。 八兆七七六七億円 給与関係経費について、 は、 警察官 児童相 その 特別支援学校教職員を除く教育職 [の減 談所を拡充し、 他 の一方で、 (○:二%増)を見込んでいる。 般 職員 退職 0 増 消防職員の増 児童福祉司 手当以外の (五四四 八 部 人 Ò 分で 定 職

程度、 調整担当 ども家庭総合支援拠点」、 ては、二○一八年二月の実績で一○六市町 員することにより強化し 児童福祉司二〇二〇人程度、 強化プラン(新プラン) 二〇二〇年度の目標として、児童相談所の体制 要対協 なお、厚生労働省 保健師七〇人程度の合計二 耆 (要保護児童対策 につい て全市町 「児童虐待防止 のポイント」 地 同じく九八八市 市 域協議会 児童心理司七九〇人 村 町 村の 一八九〇人程度増 拡大することを 体制強化とし 対 策体制 村の 虰 機関 村 0)

要する経費につい

て普通交付税措置がなされるこ

道

?府県による

「広域化

· 共同化計画_

策定等に

掲げている。

留意する必要があると思われる。 人員が本格的な反転を迎えようとしていることには大きく、数年前から下げ止まりつつあった計画は大きくのを見越してもその他一般職員の増の増加

3. 公共サービスの行方(むすびに代えて)

収と、 策は 付税の増加を両立させた地方からみれば「いい形 に財政措置が講じられた結果、 面に出ていたが、 した」こと等を訴えざるを得ないほど苦しさが全 対策を概観してきた。 以上、 地 一方財政対策・計画となっている。 「選挙モード」に入るためか補助事業を中心 「概算要求時点よりも交付税の減少を小さく 消費税増税にともなう対策のためと、さら 「平成最後」となる政府予算、 比較的安定した(上振れた) この数年、 地方税の収増の交 特に地方財政対 地 方財政 税

しかし、二〇一八年一二月二〇日の「新経済・財政再生計画改革工程表2018」をみると、「骨財政再生計画改革工程表2018」をみると、「骨財政再生計画改革工程表2018」をみると、「骨財政再生計画改革工程表2018」をみると、「骨財政再生計画改革工程表2018」をみると、「骨財政事を対している。

年度の導入は実施されない。しかし、検討は継続されている自治体の窓口業務に関して、二〇一九が行われ、「トップランナー方式」の導入が検討また、地方独立行政法人への窓口業務の追加等

上昇している。という表現は用いられていないものの、基方式」という表現は用いられていないものの、基準財政収入額における徴収率の見直し(全国の平地方自治体が達成している徴収率へ)は二○一六年から段階的に導入され、たとえば個人住民税の年から段階的に導入され、たとえば個人住民税の一九年度には導入前と比較して○・五ポイント○一九年度には導入前と比較して○・五ポイント上昇している。

のではないだろうか。
か野毎の改革の主な取組」を確認すると「インセ分野毎の改革の主な取組」を確認すると「インセ再生計画改革工程表2018」の概要から「主要

内閣府ウェブサイトによって、

「新経済・

財

政

自治体の標準的な姿に対応し、標準的な公共サー自治体の標準的な議論が必要になってきているとて、地方財政計画や地方交付税が機能するためには、標準的な自治体の姿はいかなるもので、それをどのような仕組みで財源保障をする仕組みとしどスを提供するために財源保障をする仕組みとしどスを提供するために財源保障をする仕組みとしどのようながある。

(必ずしも、こうした動機で導入されたものばかについては、それぞれの自治体の事情で判断すべについては、それぞれの自治体の事情で判断すべはないだろうか。財源保障が不十分であって、地域の喫緊の課題が存在しているというときに導地域の喫緊の課題が存在しているというときに導った。 (必ずしも、こうした動機で導入されたものばかしずであり、国の誘導に一喜一憂しないことがであり、 (必ずしも、こうした動機で導入されたものばかしか) (必ずしも、こうした動機で導入されたものばかしずであり、こうした動機で導入されたものばかいではない。) (では、) (

この点、二〇一八年一二月五日に可決、成立した神戸市の認知症事故救済制度に注目している。これは、市民住民税の均等割を超過課税して財源とするものであるが、当該自治体にとって本当にとするものであるが、当該自治体にとって本当に必要な施策があって、そのための財源が不足しているというときに、議会を通じて合意をして負担を分かち合うという姿勢もこれからの自治体にはを分かち合うという姿勢もこれからの自治体には

<そのだ しげき・公益財団法人地方自治総合研究所研究員>

とめたものです。 本稿は二〇一九年二月三日、札幌で開催し